

平成19年度 社会保険労務士試験について

社会保険労務士の試験は、昭和44年度から毎年1回実施しており、平成19年度で39回目となる。

試験の実施は、平成11年度までは、労働省及び厚生省（社会保険庁）が共管で行い、平成12年度からは、全国社会保険労務士会連合会が行っている。

○ 試験の概要

1 受付期間

平成19年4月16日（月）から平成19年5月31日（木）まで

2 試験日・時間

平成19年8月26日（日）

選択式試験 10：30～11：50（80分）

択一式試験 13：10～16：40（210分）

3 合格発表日

平成19年11月9日（金）

4 試験科目（出題形式は別紙のとおり）

- ① 労働基準法及び労働安全衛生法
- ② 労働者災害補償保険法
- ③ 雇用保険法
- ④ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律
- ⑤ 健康保険法
- ⑥ 厚生年金保険法
- ⑦ 国民年金法
- ⑧ 労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

5 試験地

北海道、宮城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、熊本県、沖縄県の19都道府県

○ 出題形式

選 択 式 〔 8 科 目 〕 〔 4 0 問 〕	①	労働基準法及び労働安全衛生法	5 問
	②	労働者災害補償保険法	5 問
	③	雇用保険法	5 問
	④	労務管理その他の労働に関する一般常識	5 問
	⑤	社会保険に関する一般常識	5 問
	⑥	健康保険法	5 問
	⑦	厚生年金保険法	5 問
	⑧	国民年金法	5 問
択 一 式 〔 7 科 目 〕 〔 7 0 問 〕	①	労働基準法及び労働安全衛生法	1 0 問
	②	労働者災害補償保険法	7 問
		労働保険の保険料の徴収等に関する法律	3 問
	③	雇用保険法	7 問
		労働保険の保険料の徴収等に関する法律	3 問
	④	労務管理その他の労働に関する一般常識	5 問
		社会保険に関する一般常識	5 問
⑤	健康保険法	1 0 問	
⑥	厚生年金保険法	1 0 問	
⑦	国民年金法	1 0 問	